

平成28年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成28年12月16日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成28年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成28年 12月16日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成28年12月16日 14時00分			議長	泉 敏夫	
	散会	平成28年12月16日 16時29分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原 正人	○	7	佐戸 仁志	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山 義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	副町長	小西 俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	会計管理者	倉 正人	○	
住民生活課長	上山 富夫	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野 義明	○	主 査	今岡 敬雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	4番	松山 義宗		7番	佐戸 仁志		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成28年12月16日(金)

午後 2時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|-----------------------|-------|
| ○ 進入禁止、駐車禁止対策について | 佐戸 仁志 |
| ○ 国民健康保険の都道府県化について | 大谷 功 |
| ○ 新総合事業の具体的な事業内容について | 山根 朝子 |
| ○ 工事入札について | 松山 義宗 |
| 業務委託の競争性について | |
| ○ 新たな害獣駆除隊設置の取り組みについて | 上辻 亨 |
| ○ クマ被害対策について | 藤原 正人 |
| ○ 町総合戦略副読本の制作について | 和田 義清 |

日程第 3 議案第88号 監査委員の選任について

日程第 4 議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定について

日程第 6 意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第 7 議員派遣

日程第 8 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 進入禁止、駐車禁止対策について 佐戸 仁志
- 国民健康保険の都道府県化について 大谷 功
- 新総合事業の具体的な事業内容について 山根 朝子
- 工事入札について 松山 義宗
- 業務委託の競争性について
- 新たな害獣駆除隊設置の取り組みについて 上辻 亨
- クマ被害対策について 藤原 正人
- 町総合戦略副読本の制作について 和田 義清

日程第 3 議案第 88 号 監査委員の選任について

日程第 4 議案第 80 号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 82 号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定について

日程第 6 意見書第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第 7 議員派遣

日程第 8 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成28年12月16日(金)
午後 2時00分 開議

◎ 開会・開議の宣言

- 議長(泉 敏夫君) 本日はご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
4番、松 山 義 宗 君
7番、佐 戸 仁 志 君を指名します。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。
初めに、進入禁止、駐車禁止対策についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。
○7番(佐戸仁志君) 皆さん、ご苦労さまです。
一般質問をする前に、先日起きました鳥屋亀山方面の下水道使用不能事案について一言申し上げます。

先日、12月4日日曜日夜9時半ごろに発生したと聞いております。亀島地区の下水本管が使用できず、朝にはトイレが流れない、下水が流れない、そのため水が使えないという、あつてはいけないことが起きてしまいました。早朝から我が社を含めた町内各下水業者、町外業者も苦情に対応するため、走り回っていたと聞いております。

私は何を言いたいかと申しますと、有料である町下水道が使用できない、有料である下水道の故障で各家で故障修理料金が発生してしまったこと。もう一つ重大なことが、この話を近所で申すと、下水接続をしなければよかったとか、母屋はつないだけれども舟屋はまだつないでいないのでトイレが使えてよかったとか、住民の下水接続率の伸びを鈍らす原因になったようであります。主力のポンプが故障し、サブのポンプまで故障した。ポンプ故障で発生した警報装置を管理会社には届いたが電話に気づかなかったとか、さまざまな要因によって起きたと聞いております。

私はこのようなことは、二度は起こしてはいけないことであると思っております。故障の原因の徹底解明、警報装置の受け方を二重、三重とするなど、早期の給水停止の呼びかけ、使用できるようになったときの呼びかけなど、これから二度と起きないようお願いしたいと思います。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

11月の初旬ごろ、日出町営住宅前の防火水槽のある町所有地に、進入禁止のロープが張られました。ここは護岸が斜路となっており、釣り船の上架する場所となっております。9月、10月の連休のときなど、10台以上の車が一定方向を向ききれいに整列し、駐車し、まるで誰かの指示で並べたかのような状態でありました。ここ何年か住民の方が伊根町を去り、家を壊されてからも車をとめ、釣り船を上架するようなことは見られませんでした。

釣り客が集まり出したのはカルビ海岸の出入禁止後であり、土日の早朝より坂尻の警備を警察の方がするようになってから、ふえたように思われます。ロープを張り立入禁止としてから、一度ロープを外し車をとめていることを見ましたが、最近はそのような姿は見ておりません。

しかし、今は気温も低く、天気も雨が多く、釣りのシーズンオフだからだと私は思っております。しかし、年が明け暖かくなる春先になると、私の思うところですが進入禁止を破る者も出てくることでしょう。ここがだめなら次の場所を探し、船を上架させるものと思われます。伊根湾は波静かで魚も多く釣れ、最高の釣り場であります。釣り客がいなくなることはなく、俗に言うイタチごっことなることでしょう。

また、伊根各所で真っ赤な立入禁止を書いた三角コーン、俗に言うパイロン。パイロンをつなぐ黄色と黒の棒、黄色と黒のロープ、俗に言うトラロープが張りめぐらされています。私は看板以上に伊根浦の景観を壊していると思っております。

伊根浦を散策する観光客は年々ふえ、舟屋の里の食堂など、昼食時に行列ができ、現在建設中の海の京都交流施設の成功を期待するところでございます。その年々ふえつつある他府県ナンバーの大型車が、袋小路である亀島地区にどんどん入っていく。結構な時間がたってからどんどん帰っていく。事故がいつ起きてもおかしくない状態であると思っております。秋イカの天日干しで写真が撮られている赤灯台付近は全てトラロープが張られ、Uターンできる状態ではない。そこで、私は反対する漁業者の方も多くおられますが、観光を推進する我が町が対策を打つ必要があると感じております。

まず、さきに述べた釣り客ですが、幾ら対策をとっても従うことはないのではないかと思っております。そこで、あえて高額な駐車料金を取り、船を上架させる場所をつくる。その利益で魚の魚礁など魚の保護、育成をする。カルビ進入禁止の場所を少し奥へ下げ、現在ある駐車場をロータリーとし、観光客の車をUターンする場所とする。赤、黄色、黒などで着色したパイロン、トラロープは景観を壊しているので、進入されると思われる個人所有地には茶色などを着色し、例えば人が座れるようなものに日本語、英語、中国語などで立入禁止であることを表示し、そうしたものをつくり無料または低価格で提供し、統一性を持たせる。

最後に、以前にも申しましたが、全てのことがクリアできる亀島地区への観光客の車の進入を制限するというのがございます。

亀島地区の入り口である黒地付近に、町営の有料観光用駐車場、公衆トイレ、貸し自転車置き場などを整備し、観光案内もできる警備員を配置する。亀島地区の至るところにベンチなどを置き、カラー舗装の曲がりくねった道を歩いて散策してもらい、または貸し自転車を使って散策してもらい。こうすることで進入する観光客の車はなくなり、各所にあるパイロン、トラロープは消え、船をおろす釣り客もいなくなる。有料である駐車料金で観光案内をする警備員を雇い、土地の賃料を払うというのはどうでしょうか。

町長は9月の私の一般質問で、舟屋の景観が整えば世界遺産登録も夢でないとおっしゃいました。そのためにも、一歩先を見た対策が必要ではないかと私は思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

下水のほうの亀島地区の事故につきましては、本当に原因のほうをしっかりと究明いたしまして、二度とこのようなことがないように努めたく思っております。ご迷惑をおかけしました町民の皆さんには心からおわびを申し上げたく思います。

また、議員、今度はしっかりと通告書のほうで出していただいて一般質問していただければと思います。

それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、町内ではマナーの悪い釣り客等によるごみ、糞尿、騒音、交通違反など迷惑行為があり、地元の要望などを受け、その対応を行っているところでございます。そのような中で4点のご質問でございます。

まず1点目、駐車料金を取り、あえて上架できる場所の提供についてでございますが、近年、船舶免許の不要なミニボートによる釣り客が大変増加をしております。船をおろす場所がないため、進入禁止措置をとっている、行っている場所から上げおろしを行っている状況が多く見受けられます。

ミニボートにつきましては、漁業者団体代表者との意見交換会の中でも、締め出す対策を要望いただいております。もう締め出してくれと、もうそういう者は伊根へ入れんといてくれと、そういう漁業者からは要望をいただいております。

これら締め出し対策の要望は、ミニボートによる釣り客が小定置網や養殖場近くで釣りを行ったり、夜間無灯火で航行するなど迷惑、危険行為が発生しており、漁業者への影響が大きいと聞いております。

そうでありますので、誰もが上架できる場所を町が提供することは、漁業者や住民の反対が大きいものと考えます。また、町所有の適当な土地もございませんし、そのような目的で駐車場用地を求めても、伊根地区内では同意をいただくのが甚だ難しいように思います。

2点目のカルビ道路の進入禁止措置箇所を奥へ移動する提案でございますが、これまでからカルビ道路については、釣り客や観光客の利用により、テントを張りバーベキューをしたり、ゴミの放置、草むらでの大小便、民家の前に駐車して車庫から車が出せないなどの行為があり、耳鼻、亀山区長、区民から進入禁止措置の強い要望があったところでございます。

進入禁止措置は、当初は生理学研究所手前200mぐらいのところバリケードによって実施をしました。その後、さらに亀山側へ100mぐらい移動いたしまして、チェーンによる実施をしております。そうではありますが、この間バリケードをどかして侵入する車両やチェーンを切断して進入する車両が絶えませんでした。

その後、そうでありますため、埋め込み型のU字型のバリケード、ステンレス製であります。それを設置したものであります。26年度の下水道工事で立石、亀山まで昼間の車両通行止め実施により、丹海バス三軒場所を資材置き場とするため、亀山区集会所付近の民家の終わり付近でバリケードを設置し、その先へは関係車両、いわゆる消防、工事関係者以外は進入禁止としておりました。

工事が27年10月に終了しましたが、地元地区からは引き続き進入防止措置の継続要望があり、措置を継続しております。この間、ごみの量が減った効果があった、そのように伺っておるところであります。このような経緯、現況の中、禁止措置箇所を奥に戻すことは、地元合意が得られないものと考えております。

3点目の各個人の駐車禁止表示については、屋外広告物条例が施行されることを見据え、景観を損なわないものを検討すべきと考えます。

町といたしましても、デザインを茶色のコーン等に統一できればと考えており、提供の件につきましては、有償方式で補助制度を利用していただけよう検討いたしたく思います。地域住民の皆さんのご協力がいただけるような方策を検討してまいります。

4点目の亀島地区入り口、黒地付近に駐車場の整備、公衆トイレの整備、貸し自転車置き場整備を行い、観光客の侵入を制限するなどの総合的対策についてでございますが、これにつきましては私も同意見であります。同じような構想を持っております。

今後、現在建設中の伊根町観光交流施設整備後の観光客の動向や交通状況なども検証し、また地元亀島地区住民の皆さんのご意見や土地所有者であります立石地区の意向も踏まえて、また財源についても検証する中、総合的に判断してまいりますことを申し上げ答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

町長がおっしゃることはごもっともなんですが、最近すごい数の車が亀山方面に入っていくんです。僕も仕事で見ていると、他府県ナンバーのマイクロバスまで入っていくようなことがございまして、どこでUターンしたんだろうと大変不思議に思うときがございまして。きっと強引に個人の土地に侵入して、Uターンをしているということもあると思いますが、あれだけの車が入ったり出たりすると、そのうち事故が起きるんじゃないかと大変心配しております。答弁は結構ですので、いろいろと検討願えますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 次に、国民健康保険の都道府県化についてを通告議題として、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

国民健康保険の都道府県化は、去年5月に成立をしました医療保険制度改革関連法に基づきまして、市町村国保を都道府県化するもので、法の施行は平成30年4月と決まっています。これまで市町村が担ってきました国保の運営を18年度から都道府県が市町村と共同で担い、とりわけ財政運営については都道府県が責任主体となるとされています。

具体的には、都道府県が市町村ごとの標準保険料率を算定、公表し、それを参考に市町村が保険料率を決定します。都道府県は市町村が行った保険給付に必要な費用を全額交付するとともに、市町村が府に払う納付金を決定します。加入者からの保険料の徴収も、保険証の発行など資格管理も、これまでどおり市町村が行うということのようでもあります。

当初聞いていたものと大分変わってきているなというふうに思いますが、まだこの都道府県化というものが、何がどう変わるのかなかなか見えてきません。今後の協議では伊根町の安い保険料をどう維持するのか、基金はどうなるのか、人間ドック利用助成の事業、インフルエンザ予防接種の自己負担金補助事業など、独自の事業をどう守り、発展をさせていくのが課題となってくると思います。まだ担当課のほうでもわかっていないことが多いと思いますが、現在の時点での状況について質問したいと思います。

まず1つ目は、伊根町は京都府に納付金を支払うために、保険料を町民から徴収することになっています。保険料は統一ではないようでもあります。今後も保険料率の府内統一を市町村に押しつけずに、各市町村が自主的に保険料率を定められるようにすべきだと思いますが、納付金さえ払えばこの国保料は伊根町で自由に決める裁量があるのかどうか。また、納付金の算定はいつごろ予定をされて伊根町に提示をされるのか伺いたいと思います。

2点目は、国保財政調整基金は平成26年度決算では1億2,376万円積み立てられておまして、1人当たり直しますと17万1,890円となっています。1人当たりの基金保有額が京都府下2位の綾部市の4万6,087円と比べても、大変大きな数字となっています。この基金の位置づけは今後どうなるのか伺いたいと思います。

3点目は、保険事業は今までどおりまちが企画し、まちで実施ができるのか。

あわせて4点目、国保運営協議会は伊根町で従来どおり設置されるのかどうか。

以上4点について伺いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

国保の都道府県一元化は、議員からありましたとおり法制化をされまして、平成30年4月から実施されることとなっております。現在も国や京都府及び自治体間で多くの協議がなされているところでございます。移行するに当たり、議員から4点の質問をいただいておりますので、現時点で確認されている内容により順次回答させていただきます。しかしながら、あくまでも現時点での確認事項ということでご理解願いたいと思います。

まず1点目は、町は府に納付金を支払うために保険料を徴収することとなっているが、要は納付金さえ払えば町の保険料は町で自由に決める裁量があるのかということでございます。

そのとおりであります。どのような形であろうと京都府が定める納付金を支払えばよいものとされております。国保料率は自治体の裁量で決めることができます。

2点目の国保財政調整基金の位置づけはどうなっているのかということでございますが、一元化により基金が取って食われるようなことはございません。伊根町が自由に用途できるものとされておりまして、よって、町の保険事業や国保税軽減のための財源として活用することも可能でございます。

3点目の保険事業は今までどおり町が実施するのかとのご質問ですが、これも今まで同様に国保特別会計において、伊根町独自の保険事業として実施が可能でございます。

ただ、国や府の交付金は今までどおり見込めるのかどうかは、ちょっとまた問題があるかと思っております。また、近年基金は積むことはなく、逆に崩して運営している状況でありますので、定められる納付金の額によっては、好評をいただいている伊根町独自の保険事業に影響を及ぼす可能性はあるのではないかと懸念をしております。

最後に、4点目の国保運営協議会の設置についてでございますが、今回の法改正により各都道府

県に1つの運営協議会の設置と、引き続き自治体ごとの運営協議会も設置することとされております。府の運協では府内全体の運営について、各自治体の運協では今までどおり料率の検討や基金の活用、さらには保険事業の実施にかかわる内容などを協議いただくこととなる見込みでございます。

今回の一元化による保険税率につきましては、都道府県で統一することも——北海道などはもう北海道一つです、もう一律決めておりますね、統一することも——また逆に、各市町村の年齢構成を加味した医療費水準や所得水準などを考慮した率で重みづけをすること、また市町村の格差を設けること、これらも各都道府県の実情によって設定することができるとされております。

さらに、都道府県繰入金や特例基金の活用などによる激変緩和措置も予定されております。これにつきましては、当初はなるだけ大きい幅の激変緩和をなるだけ長い期間持つてくれということは、重々申し上げておるところであります。これらを総合的に加味されたものが京都府内各市町村の納付金として示されることとなります。

先ほど議員お尋ねになりました、いつなんだと、いつ示されるんだと言われました。12月に会議がございまして、その会議の席で来年の夏ごろには発表されると聞いておるわけでありまして、大変気のもめるところでございます。

また、現在、本町の国保税は京都府内でも一番安い料率であります。府内で一番高い精華町とは1.9倍ほどの開きがございます。引き上げ額が最小となるよう協議には臨んでおるところでございますが、一番下ですのでこれより下がることはない。下がることはなくても、上がることはあるわけでありまして、必然的に現行の保険税よりも高くなることが予想されるわけでございます。これも気のもめるところでございます。

今後新たな動きが生じた時点で議員各位はもとより、住民の皆様にも周知が必要と考えておりますことを申し添え答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

保険料の統一なんです、できる限り長く激変緩和措置をとっていただくように、それから統一というのがなければ一番それでいいわけなんです、ご検討いただきたいというふうに思っております。

総務省の発表では伊根町の平均所得というのが255万5,666円で、京都府下で一番低くなっています。保険料の統一がされるならば、これが保険料が大変重くのしかかってきますので、今後とも力を入れて緩和期間が長く、それから保険料の統一もできるだけ長いということでご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、新総合事業の具体的な事業内容についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、一般質問通告書に基づいて質問を行います。

平成29年度から始まる新しい介護予防、日常生活支援総合事業についてお伺いします。

平成29年4月からは要支援1、2の方へのヘルパーとデイサービスの給付が介護保険から外され、市町村が主体となって行う新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行されます。サービス内容や価格、利用者負担は市町村の裁量で決められることになっています。伊根町でも11月24日発行の広報伊根お知らせ版で緩和型訪問サービスモデル事業としてですが、その利用者募集のお知らせが掲載されておりました。来年度からの本格的な事業の実施に向けて、3カ月間の試行期間を設け、スムーズな移行を図ることが目的かと思っております。

この新総合事業ですが、私は昨年12月の定例議会でも介護保険関連の一般質問をさせていただきました。その中で、平成29年度から開始される新総合事業についても質問しました。住民の力に依拠して事業を行うことは、あながち問題だとは言いきれないとは思いますが、市町村の取り組み方やサービスを提供する受け皿の多いか少ないかによって、住民サービスへの格差が生まれてくることは必須だと考えます。伊根町においては関係機関、諸団体との調整が進んでいることと思っております。

そこで、以下6点について質問をさせていただきます。

1つ目は、現在要支援1、2の方でヘルパーやデイサービスを利用されている方は、現行どおりのサービスを継続できるのでしょうか。新総合事業への移行が行われるタイミングで、町の判断で一斉に新総合事業へと切りかえていかれるのでしょうか。要支援認定の有効期限が切れるタイミングで順次切りかえていく方向なののでしょうか。利用者の不利益にならないように対応していただきたいと思いますが、どのようにされるのでしょうか。

2つ目は、新総合事業のガイドラインでは、サービス多様化の参考例として、現行相当サービス、緩和した基準のサービスA、ボランティアによるサービスB、専門職による短期集中予防のサービスCを挙げています。このうち、現行相当サービスは現在要支援サービスを提供している事業者が、そのまま移行するものと思われそうですが、事業者を支払われる報酬単価はこれまでと同額のままでしょうか。要支援1、2の方の介護保険の予防給付外しは介護保険の費用削減が目的です。市町村の事業で行う単価や基準は市町村独自で設定できることは先ほども述べましたが、この事業での大きな問題点は、財源の上限があり、市町村独自の基準はこの上限の範囲内でしかサービス提供できないということです。このような縛りがあっても、介護事業者への報酬単価の削減は考慮していただきたいと考えますがどうでしょうか。

3つ目は、財政構造的に国・府・町の負担割合はどうなるのかをお聞かせください。

4つ目ですが、緩和型訪問サービスはシルバー人材センターに委託されるようですが、幾ら研修を受けられたとはいえ、ヘルパーと比べると専門的な観察力の不足は否めないではないかと考えます。もちろんシルバー人材センターの会員さんは一生懸命携わってくださると思いますが、いろいろな不安や悩みも持たれるのではないかと思います。ケースカンファレンスをはじめ、さまざまな研修の場を設けていくことが必要だと考えますが、シルバー人材センターの会員さんへの研修計画等は考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

5つ目の質問になります。シルバー人材センターが行う緩和型訪問サービスは、1回の時間は何分を想定されているのでしょうか。また、利用者の負担は幾らになるのかお聞かせください。

最後の質問ですが、基本チェックリストというのがありまして、この活用が進められるように言われています。その業務は地域包括支援センターが担当するのでしょうか。今現在でも多忙な中、4月からは包括的支援事業として在宅医療、介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備なども行っていく必要があります。これらの業務を地域包括支援センターが担うとなれば、相当量の業務の増加になると思います。人員増などの検討はされているのかお聞かせください。

以上、6点質問をさせていただきました。町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

介護予防、日常生活支援総合事業につきましては、平成27年度の介護保険法の改正に伴い、これまで介護予防事業で取り組んできました健康づくりや介護予防の取り組みの強化と、新たに要支援認定を受けておられる方が利用する訪問介護（ホームヘルパー）、そして通所介護（デイサービス）が、予防給付から市町村が主体となって実施する事業へと移行し、名称も介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業に変更になったところでございます。

この改正により、要支援認定を受けている人が利用するホームヘルパーやデイサービスは、国が基準を定めている現行のサービス相当の従来型事業と、市町村が一定の基準を定めることができる緩和型事業に分かれることとなりました。

そこでまず1点目、現在要支援認定を受けている方が利用されているホームヘルパーやデイサービスの現行どおりのサービスの利用継続の可否と、総合事業への移行のタイミングについてでございますが、現行のサービス相当の事業はホームヘルパーが伊根町社会福祉協議会、デイサービスは与謝郡福祉会の長寿苑が継続して行うこととなっており、現在介護予防のホームヘルパーやデイサービスを利用されている方は継続してご利用いただけます。

また、総合事業へと切りかわるタイミングにつきましては、議員申されますとおり、要支援認定の有効期限が切れ、新たに認定された時点からとなります。

次に2点目の事業者への報酬額についてでございます。現行のサービス相当、従来型の事業者の報酬は、現在の予防給付の単価と同額とすることとしております。

3点目の総合事業の負担割合、財源構成につきましては、従前同様、国と府、市町村、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料で負担することとなります。負担割合は国が25%、府が12.5%、町が12.5%、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となっております。

4点目、研修の場でございますが、緩和型のサービスを宮津与謝広域シルバー人材センターへ委託する予定としております。本サービスはヘルパーの資格を所有していなくても、市町村が規定する研修を修了することで従事することができるわけでございますが、ヘルパーとの能力や知識の差は否めません。サービスの質を確保するためには定期的に研修等必要と我々も考えております。

本サービスの事業委託は伊根町だけではございません。宮津市も、そして与謝野町も宮津与謝広域シルバー人材センターに委託することとなっております。そうでありますから、現在スキルアップ研修も含めて、事業実施について1市2町で内容を協議しておるところでございます。具体的な研修計画の実施について協議の進捗を図りたく考えております。

5点目のサービスの時間や利用者負担でございますが、緩和型訪問サービスの提供時間と利用者負担は原則週1回の利用で、利用時間は1時間以内、利用者負担は200円とする予定でございます。

最後に6点目、基本チェックリストの実施につきましては、議員おっしゃるとおり本町地域包括支援センターが担うこととしております。

また、地域包括支援センター、確かに業務量のさらなる増加は見込まれます。今後その対応につきましては、町民の健康長寿、介護予防・日常生活総合支援並びに子供たちの途切れのない発育の推進強化を図る観点から、地域包括支援センターのみならず、保険事業全般にわたって関係職員の増員確保に努めてまいりたく考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

この新総合事業は厚生労働省の文書をいろいろ見ましたけれども、なかなかちょっとわかりにくいところもあるんです。そもそもこの事業は国が介護予防というか、介護保険に関する費用を抑えるために出てきたものですから、すごいやろうとするといろんな矛盾とか問題点が多く出てくるんだなというふうに思っています。

今回、訪問看護とか福祉用具については、そのまま介護予防の給付として残りました。これはその利用者や家族の方が、業者さんも含めて介護保険改悪反対の国民の多くの声が、このことを押ししてきたからだというふうに思っています。

この新総合事業でさっきも言いましたけれども、基本チェックリストのみだとやっぱり福祉用具の適用があるかどうかというところを判断するのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思います。だから申請者の生活や心身の状態、そういうのを総合的に把握して、必要なサービスが受けられるようにしていかなければならないと思います。ですから、最初の窓口の段階で申請者が訪れた窓口の丁寧な対応が行えるように、やっぱり早急に体制を整えていってほしいなというふうには思っています。

それから、現在要支援1、2の方に対する事業への説明とか同意とかというのをしなくちゃいけないんじゃないかなと思ってるんですけども、それはまた包括支援センターのほうでされるのか、ある市とかによりますと、業者さんに丸投げというふうなところもあるみたいなので、そこら辺はまた丁寧な対応をしていただきたいと思っています。

それから、やっぱり制度が変わってこれまでのヘルパーさんと新しいシルバー人材センターさんが行う事業というか、内容がどんなふう違うのかなというふうなこと、だから制度が変わったことに対する住民さんの不安というかそういうものも聞いています。住民への説明というのをこれからしっかりとっていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さんに迷惑にかからんように頑張りたいと思っております。

1点だけ、そういう制度が変わることの告知、それにつきましては、変わるまでに連絡させていただきます。よそのほうでは丸投げをしているところがあるらしいですけども、うちはそのような丸投げする業者がないものですから、担当課のほうでちゃんとやらせていただきます。どうかご理解のほどお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、工事入札について及び業務委託の競争性についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 通告書に従い一般質問を行います。

まず、工事の入札について伺います。

伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱、いわゆる最低制限価格について述べられています。その中に、町長が最低制限価格の修正を必要とする場合については、算出された額の5%の増減の範囲内において修正することができるとあります。

伊根町の積算根拠は、京都府の積算単価を採用していると思われませんが、工事内容がきわめて高度な技術が必要であったり、あるいは高い難易度を示す工事などは最低制限価格から勘案し、プラス査定が必要と私は考えています。そういった工事の件数はどれくらい過去にあったのか。どの工事についてもマイナスの査定だったのか伺います。

国は財政の健全化に伴う公共工事の品質確保の促進に関する法律、第7条第1項に基づき、平成27年4月28日国土交通省、総務省において、全ての地方公共団体1,721市町村を対象に歩切り調査を実施しております。結果42%が歩切りを実施していることが判明しました。この調査を通じて99.7%の地方公共団体が歩切りの違法性に対する理解を深めたとあります。

この実態調査結果の公表に合わせて、国土交通省土地建設産業局長、総務自治行政局長の連名で、予定価格の適正な設定を求める通知が出されております。実態調査の結果、主たる歩切り理由は慣例であった財政の健全化や公共事業費削減、一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うためなど、さまざまな理由が挙げられています。国においては合理的根拠のない歩切りを是正し、適切な対応を求めています。

また、伊根町においては京都府積算単価を採用しているも、実際に伊根町内工事で例えば役場以北の資材単価は府単価を大きく上回り、伊根町の入札制度の最低価格からのマイナス設定を合算すると、重複した不利益を工事業者は入札前から負うこととなり、適正な利潤を自助努力で確保することは困難であり、人材不足をさらに悪化させることも懸念されます。

伊根町内の工事において、最低価格から数%の削減を要し、緊急的に対処しなければならない工事等であったり、町民のためにどうしても削減が必要であって歩切りを実施されているのか、合理的な根拠を伺います。

伊根町建設業協会は災害協定を伊根町と交わしており、過去の災害時においては遠方の業者よりも頼れる存在となったばかりか、除雪などにも尽力されています。町長の伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱についての見解を伺います。

次に、業務委託の許可制について伺います。

過去、町内においては下水道整備が進展しないことから、合併浄化槽を推進してきました。補助金の効果もあり、現在では設置数も拡大傾向にあります。

その浄化槽を清掃する業者は近隣市町村に数社あり、選択の自由が町民にはあります。一方、汚泥の抜き取りに関する業者は伊根町の許可制となっており、現在は1社が独占状態となっております。業者を選択できないことは、町民にとって不利益であります。せめて伊根町が管理する施設については適正な価格を公表し、入札を実施すべきであるというふうに考えます。他業者の参入も十分に検討されるべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

工事入札について及び業務委託の競争性についてお答えをいたします。

まず、1点目の工事入札の予定価格と最低制限価格についてでございます。予定価格とは、国または府の積算基準や市場価格を踏まえた単価をもとに積算した設計を基本として定めるものでございます。予定価格の歩切りは基本価格の適正性を失うこととなるため、国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、予定価格の歩切り禁止については明示をされております。

議員は平成27年4月の調査では、地方公共団体の42%が歩切りを行っていると言われましたが、平成28年4月、もうこの時点では全ての地方公共団体が歩切りを廃止しております。もう歩切りはありません。当然当町でも設計額をそのまま反映させており、以前より26年度あたりから我々も歩切りは行っておりません。また、国または京都府の積算基準や単価は公表されておりますので、標準的な工事であれば歩切りがあるかないのかは、これは業者ももうご存じのはずだと思います。

一方、最低制限価格については、適切な活用によりダンピングを防止するよう要請として明示をされております。ダンピング防止のために最低制限価格を設けなさいと、そういう指示であります。

ダンピング防止とは、一般競争入札における過度な競争から原価を無視した過度な安値受注を招くことにより、下請業者へのしわ寄せや建設業者の衰退を招き、最終的に工事品質の低下につながることを抑えることを目的としております。

当町の最低制限価格の算定式は、値を含め国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会、いわゆる公契連、そのモデルに準拠しております。要綱制定当時に比べ、最低制限金額は上昇をしている状況であります。

当町は地域中小企業の育成などの観点から、一般競争入札ではなく、ほぼほぼ指名競争入札を採用している状況であり、指名する業者は当町の工事実績も多くダンピング受注実績もないと考えており、工事難易度、入札形態なども含めて勘案をして、最低制限を低く設定して受注されても工事品質が低下しないとの考えから、最低制限価格を設定しております。

簡潔に申しますれば、指名競争入札での最低制限価格の下限の補正は、指名業者の工事実績等を踏まえた上で、適正な競争のもとで受注できる範囲を広げる対応をしていると、そのように考えておるところでございます。

したがって、全ての工事で議員のおっしゃるとおりマイナス査定であります。プラス査定はしていません。私がずっと今までやっていて、プラスをと考えるような事例はございませんでした。プラスをしなければいけないような要因もございませんでした。それはさておきまして、すべからくマイナスでございます。

地元業者であっても公共工事である以上、適正な競争を促し、地元企業の強みに即した工事価格での入札を求めるものでございます。

今年度の落札実績でございますが、伊根町建設業協会6社を指名した入札では、9件中いわゆる私がマイナス補正をかけて、そのかけられたマイナス補正の中へ入っていった落札したのは2件です。あとの7件はマイナス補正をかけておってもマイナス補正関係がないんです。それより上のプラス範囲ですべからく受注をされております。

また、伊根町建設業協会を含む北部地域の10社、まだほか来てもらえますね。金下さんとか安田とか、いろいろと10社であります。それが4件ございました。その4件ではどうだったか。10社とも全て私が設定したマイナスの補正の中へ全員入っておるんです。その中で入札、受注されております。落札をされております。これが現状です。

これらの工事についても、いわゆる最低制限価格はダンピング防止でありますので、ダンピング受注といわれるような状態はないと考えております。今後も施工体制台帳や下請契約書など確認し、ダンピング受注がないか監視するよう努めてまいります。

ですから、いろいろ議員おっしゃいましたけれども、逆に地元、地域業者のみの入札における落札額が高どまりをしているように思います。その辺について注視をしております。今後適正な競争となるよう国の指針に準じ、予定価格の事後公表などについても検討したいと考えます。今は予定価格は公表します。最低制限価格は公表しません。でも国のほうから予定価格も伏せたらどうだという話はきております。そういうことも検討されるのかな。

また話は変わりますが、今後、町内業者のA、B、C、Dランク分け、そういうことも必要になってくるのではないかな、検討する必要もあるのかなとそう思うところがございます。

一方、積算の際の単価でございますが、地域の設定があり伊根町は宮津市と与謝郡の枠で同じ単価を使用することとなっております。したがって、議員の発言のとおり、実際には資材単価が伊根町は与謝野町や宮津市と比べ高く仕入れなくてはならないものがございます。設計額には反映できなくなっております。

この件につきましては、私も建設業協会から要望を受け京都府に要望しておりますが、伊根町独自の単価設定はできないとの回答を受けております。今後とも私も声を上げていく必要があるかと思っておりますが、これが現状でございます。

伊根町建設業協会ですが、6社で構成されておりますが、4社は町外の業者であります。そして別に、あなた伊根町建設業協会の会員さんになりなさいと伊根町が指名したものではありません。森林組合が抜けられました。宋徳建設が入られました。私が出なさい、入りなさいと言うたことはありません。そういうものじゃありません。

しかしながら、災害協定の締結や除雪もお世話にもなっております。そのとおりであります。そうでありますから、指名競争入札の業者選定には6社だけを最優先で指名を行っております。協会員への発注機会も年々増加をしております。そして、この協会からは、何かあるごとに要望等をお聞きしております。しかしながら、要綱の運用や改正についての具体的な要望はいただいております。

以上のことから、不利益を負わせるような入札制度とは考えておりません。公正公平、公明正大な入札制度でございます。実施要綱も適正な競争を即す、あるべき決め事と私はそのように理解しております。

次に2点目のご質問、業務委託の競争性についてお答えをいたします。

まずは、浄化槽の維持管理に係る浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業の許可業者が1社であることについてでございます。

廃棄物処理法では、市町村は排出される一般廃棄物の量をもとに、どのように処理していくのかという一般廃棄物処理計画を作成し、それに従い廃棄物を処理することとなっております。

伊根町においても家庭ごみ、し尿、浄化槽汚泥の処理について作成をした処理計画に基づき、許可や委託により処理をしており、浄化槽汚泥については年間の発生量から判断し、今までから1社のみの許可としております。

汚泥が町内で大体年間512キロリットル。それを1社がどのように処理しておるかといえば、大体月4回、いわゆる4t車で月4回来たらいいんです。十分対応しておるわけです。もしこれ2社にして取り合いになったら、2社とも共倒れして業者がなくなってしまうんじゃないかな、そのように思ったりもしております。いわゆる発生量の判断からして、今までから1社のみの許可としております。

なかなか合併浄化槽の設置基数がふえない状況と漁排への接続が進んでいることから、浄化槽汚泥の量が増加することは考えにくく、実際にも過去の汚泥発生量が減少してきている状況であり、許可業者をふやすという判断には至っていないわけでございます。

次に、1社独占で業者を選択できないことは町民の不利益となっているのご指摘でございますが、1社指定ではあり、住民は選択もできないことから料金が低いのではないかと内容ではないかと思っております。

許可業者を複数としている他の市町村でも、処理計画を明確に立てるために業者ごとに許可区域を定めて運用しているところが多く、結果的にその地域では1社独占となっております。宮津市さんなんかでも業者が複数おられても決めておるわけです。ここはどこ、ここはどこ。それを循環させている。ですから1社独占みたいなものなんです。

ただし、地域ごとに大きく料金が違うことは住民サービスの平等性を欠くことから、平等確保のため、市町村による料金指導も許可権者の責任の範疇であろうと考えております。

その点では、伊根町内での合併浄化槽の汚泥処理等の料金は、運搬距離が長いものですから、与

謝野町の衛生プラントに行きますので、与謝野町はすぐそばですがうちは遠いですから、料金が高いのかというたら高くないです。同額です。与謝野町の皆さんと伊根町の皆さんは同額であります。また、近隣の市町との比較でも料金の開きはほぼないと考えております。よって、確かに競争原理が働かない状況とはいえ、住民に不利益を与えているとは考えておりません。

また、町が管理する施設、特に高額となる漁集排については、これもあらかじめ設計に基づく業務費を積算の上、予定価格を設定し見積書との比較を行うなど、十分な交渉を行い契約額の軽減に努め、予定価格よりも低い額で契約を行っており、決して業者の言い値で発注していることはないことを申し上げます。

要するに、基本的に我が処理計画に基づいて、汚泥の量、その他の処分する計画の中に基づいて、1社で十分に安定的にできるということでありますので、1社としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

入札について再度お伺いします。

マイナス査定ばかりでプラスにしたことがないというふうにおっしゃっているんですけども、町長も今おっしゃいましたように、伊根町の中の工事だとやっぱり資材として高いものも購入しなければ工事ができないような状況にあるのがわかりながら、マイナスにされるというのはちょっといかなものかなというふうには私は思います。マイナスばかりになるというのはやっぱりそうではなくて、増減5%を定めていらっしゃるからには、何らかの理由によってプラスというところも出てくると思うんですが、それが今まで一度もなされていないというところが非常に残念です。

それから、業務委託の許可制についてですけども、ちなみに先ほど与謝野町と料金は一緒というふうにおっしゃいました。ところがある施設で伊根町さん側の管理のもとなんですけれども、同じような見積もりをとったときには、その業者はすぐに値下げしてきたんです。今の1社の業者さんです。ですから、行政側が監理しているときには高い金額で受注していたものが、民間にかわった途端に交渉すると値段が下がってしまったということは、先ほどの町長の答弁というのはちょっと矛盾しているのかなというふうには私は感じております。いかがでしょうか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 現実を見てもらったらわかると思うんです。私が5%の範囲内で、それは私の権限としてあるわけです。それをしてもなおかつそれ以下で失格する事態が起きているんです。どう説明したらいいんですか。

それと、逆に何ぼ最低制限額を例えば50%まで下げたって見えないんです。見えないものに誰も、そんなもの食いつく人誰もあらへんです。自分が正規に料金を算段して計算してやったらええだけです。何も問題なし。逆に中には、この仕事だったら俺だったらここまで安くできるぜと、そう思う人を私は救えるようにしておると思っています、その2%、3%で。プラスすることがなかったのが心外だと言われても、プラスする水準が、仕事がありはしませんもの。そんな要因が。なぜプラスせんなんのか。逆に山を掘っていき大きな石が出てきた、第1回補正ですよ。また出てきた、第2回補正ですよ。不利益なんか与えていません。

それとまた今、町が管理していたとなれば、多分予想はつきますけれども、それが個人がやるからと値を下げた。ちょっと私も今ここでそのことをどうこう言われても。

それについてはまた今すぐここではちょっと即答はできませんので、でもそういうことかどうかわからないですけども、一般的に収集業務についての与謝野町の衛生プラントに持っていくのは同じ料金ですよ、それについては、抜きとってもらって、持って行って処理してもらおう。それは与謝野町の皆さんと同じ。逆に遠い分だけお得かなというようなぐらいに思っております。またちょっとその件につきましては、よくよく調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 先ほどの最低制限価格の話なんですけれども、低くしてもとりに来るとするのは、結局そうしないと回らないんでしょうね。安い、赤字だということがわかっているけど、そ

こに行つて工事をすることによつて、そこは赤字なんだけれどもやっぱりお金が入ることによつて、従業員の給料が支払えると。だけれどもお金はもうないんですよ。だから次の工事というふうにならざるを得ないですわ。そのところは理解いただけないかもしれませんが、あるものではなくて、ないからとりにいくんです。ないからとりにいって悪循環に陥るといふことも当然あるとは思いますが、ただ最低制限価格ですから、予定価あるいは適正な価格からの金額ではなくて、最低のところを見たところの金額という設定ですよ。ということは、やっぱり通常よりは安いという、高どまりというふうにおっしゃっていましたが、実際それが本当にそうなのかどうなのかというの、私も勉強不足で申しわけないんですけども、最低価格、要するに低い金額から始まっているというところにも、やっぱりそれであればプラス幾らかの上積みを受けて入札をされるというの、私は一つだと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 何遍も申し上げますけれども、ちょっとご理解がいただけない。最低制限価格を何で設けるかというたら、ダンピング防止なんです。下請にまた押しついたり、また変な成果物を上げたりせんようにダンピング防止をするという、その目的なんです。

それと、先ほども申しましたように、うちが指し値をしておるわけじゃないですよ。何ぼでせえと指し値をしておるんじゃない。ただ価格を二、三%ずらしているだけです。別にそれ見えへんのです。それを見せてここへ持ってこんかいと言うとれへんでしょ、誰も。だから、現実に9件中7件は言われておるように、私は意図せん上より高い値段でプラスで入つとるんですよ。これが現実です。何もそんなところでそんなものいらつたら何とかなんか、何にも別に言う必要ないと思うんです。逆に先ほど言うたみたいに、これなら俺これでやつたと思つて、頑張つて値つけてきたものを救えるような状況にしたら、その範囲を広げておるだけやと私はそのように思っています。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、新たな害獣駆除隊設置の取り組みについてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

平成28年も、もう残すところわずかとなりました。くれぐれもインフルエンザ等かからないように気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に基づきまして新たな害獣駆除隊設置の取り組みについて質問させていただきます。

環境省の調べによりますと、平成25年度末では、全国のニホンジカの推定個体数305万頭となり、増加傾向が続いていることが明らかになりました。また、イノシシについても個体数は98万頭となり、長期的に増加傾向であることが明らかとなりました。近年、ニホンジカ等の鳥獣については急速な生息数の増加や生息域の拡大により、自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしており、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。

このため、環境省と農林水産省は、抜本的な鳥獣捕獲対策、平成25年12月を共同で取りまとめ、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後、平成35年度までに半減することを当面の捕獲目標としました。

これを達成するため、平成26年5月30日に公布された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律、改正鳥獣法、平成27年5月29日施行において、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を国が指定管理鳥獣に指定して、都道府県が主体となって捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲事業等を創設するとともに、この事業を実施する都道府県を交付金により支援することとしました。

なお、指定管理鳥獣については全国的な生息状況や被害状況を勘案して、ニホンジカ及びイノシシを指定しました。当町におきましても、ニホンジカ、イノシシの被害は深刻な状況にあります。耕作農地や耕作放棄地、民家の周辺、墓地などを掘り起こすなどの被害はやみません。金網や鉄柵、電気柵等の設置もかなり進んでおりますが、金網を壊したり、金網の下を掘り起こして侵入するなど、だんだんと巧妙になってきているように思います。農家の方からは、「本業がしたいが、金網の修理や設置等で手をとられて本業が進まない」と言われております。

当町でも第3期伊根町鳥獣被害防止計画が策定されており、計画に沿って取り組まれておられるとは思いますが、鳥獣被害が増加する一方、狩猟者の減少や高齢化、捕獲活動に対する負担の増加等課題もたくさんあります。

今後、鳥獣被害防止や捕獲、駆除、追い払いといった取り組みで、福岡県の添田町、人口9,800人では、平成19年に添田町有害鳥獣対策協議会を設立し、平成20年6月に有害鳥獣対策協議会検討委員会にて実施隊設置を検討し、7月に実施隊員の人選、8月に実施隊の設置、町職員5名、民間5名。9月に町長から「とにかくやってみる」の激励で、委託状の交付で被害調査や侵入防止対策や追い払いから捕獲、また担い手育成から技術継承等も行っているとありました。

また、大手警備会社が野生獣の捕獲事業に乗り出したとありました。警備事業で培った遠隔地からの監視や緊急出動のノウハウを生かして、イノシシやニホンジカによる農作物の被害に悩む地方自治体や集落から業務を請け負うことを目指す。第1弾として千葉県茂原市に箱わなを1基設置し、ここで捕獲技術を高めながら実績を積み、本格的な事業展開につなげる方針であるそうです。

当町でも捕獲や駆除はしていますが、イノシシは昼間でも民家の近くをうろつくようになり、ニホンジカは毎日のほうに鳴き声が聞こえるなど増加しているように思います。猿についても家庭菜園を荒らし、民家の屋根を走り回るなど、大型捕獲おりで駆除が進んでいる状況とは思いますが、イノシシ、ニホンジカ等の害獣の捕獲、駆除については猟友会の方の負担もふえているのではないかと思います。猟友会の人たちも高齢化が進み、本業を持ちながらの捕獲や駆除、おりの管理にも限界がきているのではないかと思います。

私も狩猟の免許を取得して捕獲や駆除に努めたいと思いますが、議員の仕事、個人自営業の仕事、消防団員、地域の活動などに努めており、狩猟となると思うようにそれぞれの仕事や勤めに支障が出てくるように思います。このように考えるのは私だけではありません。ふえ続ける害獣対策として新たに有害鳥獣対策協議会を立ち上げて害獣駆除隊を設置し、猟友会の方と協力して捕獲や駆除、捕獲おりの管理、追い払い等の活動が専門にできる害獣駆除隊の設置を考えますが、町長の考えをお聞きしたいです。

また、きょうまで有害駆除対策としていろいろな取り組みもありますが、一度に多くの害獣捕獲、駆除に今後民間の害獣駆除隊を要請するような考えはないでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

新たな害獣駆除隊設置の取り組みについてお答えをいたします。

本町でも全域で農作物や住民生活への鳥獣による被害があり、さまざまな対策を講じ、被害の防止と減少に努めているところでございますが、しかしながら、全国的に見てもこれはという効果がある対策がなかなかできていないのが実情であろうかなとそのように思っております。

そのような中で、追い払い、侵入防止、捕獲の3点セットを実施することにより、少しずつではありますが、被害が減少傾向に向かっておるのではないかなと。猟友会や地域の皆さんのご協力に心から感謝をしているところでございます。

鹿につきましては、近年本当に鳴き声がよく聞かれるようになりました。目撃情報も増加しており、今後の農作物などへの被害拡大を心配しているところです。捕獲数は26年度が2頭、27年度はゼロであります。そしてことし、今年度は4頭捕獲をしております。そうでありますが、大変わずかでございます。

イノシシは、個体数の把握ができておりませんが、猟期を除いて毎年160頭から280頭近くを有害捕獲しております。定かではありませんが猟期の分を加えれば、優に300頭以上駆除できていると思っております。

また、猿の個体数調整の実施により、猿につきましては大分減少しておるのではないかなと思っております。実際に町民の皆さんからも減ったという声もいただいております。今後、さらに計画の達成に向けて努力してまいります。

そこで、新たに有害鳥獣対策協議会を立ち上げてはとのことですが、既に本町では野生鳥獣の総合的な被害防止を目的として、伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会を設置しております。

鳥獣対策全般について協議がなされており、猿の個体数調整も本協議会が主体となって実施をしております。構成員は、宮津猟友会伊根班、宮津地方森林組合、京都農協、各地区区長協議会、伊根町農業委員会、丹後地域野生鳥獣被害対策チーム、学識経験者、伊根町となっております。

また、鳥獣による農林水産業にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、伊根町鳥獣被害防止計画を平成25年度に策定し、鳥獣被害関連施策を実施しております。

そして、この鳥獣被害防止計画の適切な実施のため、鳥獣被害対策実施隊を平成25年度から設置しております。実施隊員は町長が町職員や施策に積極的に取り組むことが見込まれる者、いわゆる猟友会員ですが、これらの方を指名または任命しております。本年度は猟友会会員から公募により応募のあった4名と町職員5名を任命し、活動実施をしております。捕獲に従事することを重点にしている制度であるため、どこの自治体も猟友会員でない方を隊員に任命しているところはございません。

当町でも猟友会に公募をしておりますが、もともと会員数が少ない中ですので応募は少ない状況であります。このため、実質的な活動は個体数調整で捕獲した猿の処分や生息状況調査等が主な実施内容であり、捕獲活動以外の一斉追い払い、集落点検見回りや侵入防止柵の設置等の活動まではなかなか手が回らないのが実情でございます。

ちなみに、有害鳥獣対策協議会ですが、当町は平成21年に設置をしております。別にこれは伊根町ばかりではなく、全国の自治体が法に基づいて設置をし、実施隊もそれぞれに任命されて活動されております。

議員、添田町を先進地のように例に出されましたが、添田町の人口9,800、伊根町の4.5倍はあります。そして添田町、面積は132平方キロメートルであります。これも倍以上であります。そこで、伊根町はことし9人の実施隊、添田町さんは5人5人の10人。これでは多分活動の内容また効果というのは、多分伊根町以下じゃないかなとそう思うところがございます。

新たに有害鳥獣協議会を立ち上げることはできません。一般の皆さんからの別の駆除隊を公募し、追い払い活動などを実施することは、これは大変有効と考えますが、実際に町内にそのような活動に応募していただける人がいるのかよくわかりません。議員言われますように、私忙しいと言われたらもうおしまいでありまして、それでは議員若干いろいろやっておるから俺忙しいけれどもと言われたら、それに従事されとる方は、俺は暇なんかと言われかねないので、余りちょっとよくないなと思ったりもいたしました。追い払いというのはいいんです。別働隊をつくって追い払いやっても。これは前も蒲入のほうで言われました。京丹后市さんのほうで向こうから袖志から伊根町追い込んだら、うちも追い返しに行こうじゃないかと。どうぞどうぞやりましょうと。役場職員もいきますから一緒にやりましょうと。ですから、蒲入の地区の皆さんも出てきてもらって一緒にやりましょう。いわゆる別働隊です。やろう。皆さんもできたらいきますから一緒にやりましょうと。ああそうそうと言いたけれども、誰も来ないんですね、その後、そういう状況がありません。

そういう追い払いはそれでもいいんですけれども、議員言われる捕獲、駆除、捕獲おりの管理、これらはすべからず免許や資格が必要であります。そういった別の駆除隊ではなく、免許や資格を取得し、そういう人が猟友会に入ってもらおう。そして現実実施隊を増員強化する。その方が得策なのか良策であろうかなと思っております。現実には猟友会以外の人を集めて、幾ら免許を取ったといっても、それは別働隊として機能させるには、ちょっと二、三点ネックがあるんです、保険の関係とか何か。そうありますから、やはり免許を取った人が猟友会に加入してもらって、その実施隊というのをちょっと大きくするというのが良策ではないかなとそう考えるわけあります。

また、民間の害獣駆除隊を要請する考えはないかとのことですが、これ本当にもし一度に多くの害獣を捕獲したり駆除できるような法にかなった団体があるのであれば、これはもういいですよ。今でもどうぞどうぞ来てちょうだい。それ相応の予算も組みます。来ていただいてどんどん駆除してもらったら、それはいいです。けれどもそういう団体というものがあるようには、ちょっと私は考えられないわけです。また議員言われました大手警備会社もそういう方向性を目指しているだけということであるんでしょう。現状では伊根町に呼んで何とかしてもらおうというには、

そういう足しにはならないのではないかなとそのように思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 町長がおっしゃられたように、猟友会に入らんとだめだとおっしゃられますが、なかなか若い方でそういった免許を取って専門的にやってくれるという人が、後継者ができない。猟友会の方にそういう後継者を、今後町長もそういう総会とか出席されておられると思うんで、後継者づくりにも力を入れてほしいということをちょっとまた一つお願いしてほしいのと、今後猿については野尻に1基新しい大型捕獲おりができたということで、またほかにも設置する考えがあるのかという1点と、あと先ほどありました添田町は今現在17名で取り組んでおられるんです。あと、民間では大手警備会社ALSOKというところが、今一生懸命やっておられるらしいです。それと、この近隣では亀岡市に猿害獣駆除隊という民間でやっている会社があるそうです。ちょっとそれはあれですが、猿の大型おりの今後の設置、あるのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 猿につきましては、大型のおりはふやす予定で考えております。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、クマ被害対策についてを通告議題とし、藤原正人君の発言を許します。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 今、上辻議員のほうからイノシシ、鹿による獣害の取り組みということで質問されたわけですが、引き続きまして、また私のほうから通告書に従いまして、熊の被害対策について一般質問させていただきます。

近年になり、伊根町内でもツキノワグマの出没情報を毎年聞くようになりましたが、ことしは全国的に、また伊根町においてもこれまでにないほどの目撃情報が増加しております。特に11月に入り、人家周辺での出没情報が激増しました。上辻議員も家の真ん前で柿を食べている熊と出くわしたそうですが、上集落においても柿の木に登って食べている様子を3日3晩家の中から目撃された方もおられます。

熊は幹の中心に腰を据え、枝を引き寄せて実を食べ、折った枝を尻に敷いて、熊棚というそうですけれども、大きな鳥の巣のようなものをつくって、そこに座って食べるそうですけれども、一度食べ始めた木の実を食べ尽くすまで何度でもやってくるそうです。

ツキノワグマは京都府でも平成14年より絶滅寸前種に指定され、狩猟禁止となりました。これまでは1回目の捕獲では放獣されていましたが、人家周辺での目撃が相次ぎ、人身被害が想定され捕殺できるようになり、伊根町でも熊おりの設置がされ1頭殺処分されたと聞いております。

私もですが、目撃された方々も1回目で殺処分ができるようになったことを知らなかったということで、すぐに通報できていれば捕殺ができていたかもしれません。

捕殺処分ができるようになったことが、事前に十分周知されていなかったことが要因かとも思われ、人的被害がなかったからよかったです、情報が放置され被害につながることは絶対に避けなければならないことだと思います。

熊は着床遅延という変わった繁殖生理を持っていて、夏ごろ交尾しても受精卵はすぐには着床せず、12月ごろに3、4カ月の冬眠中の体力の維持と授乳できるほどの十分な栄養が蓄えられた時点で着床するそうで、共倒れを防ぐため、十分な栄養が蓄えられなかった年は受精卵は流れてしまうそうです。

熊は平均2頭ほど出産するそうです。去年は木の実が大豊作だったので、たくさんの小熊が生まれ、ことしは山の木の実不作で、逆に皆さんもご承知のように柿は大豊作ということもあり、餌を求めて山林から人家周辺へと出没してきたとも思われます。

丹後地方での熊の生息数は平成14年から今日まで700頭と倍増しているそうで、移動範囲は雄雌で違いはあるそうですが、40kmとも70kmとも言われ、行動範囲も広いということもあり、生息頭数まで把握するのはなかなか難しいことだと思いますが、近隣の市町も含め、生息状況、目撃数はどれぐらいあったのか、また近年の動向はどのようになっているのかお伺いします。

先ほども申しましたが、熊の出没数は全国的に増加しており、東北地方では死者まで出るといった人身被害が激増していて、中には射殺された熊の胃の中から人体の一部が確認されるという衝撃

的な出来事も起きています。また、鹿などの獣の体毛等も確認されており、熊は食肉目熊科に属し、少し退化してきてはいるようですが、歯の構造、消化器系は肉食向きにできており、肉が容易に手に入れば肉食化が進み、人を食べ物と認識した熊は、人を襲う事態も考えられると言われておる方もおります。

冬眠に入ったのか、柿などの餌がなくなったのか、今では町内では出没情報も耳にしなくなりましたが、12月に入ってからだだったと思いますけれども、波見でバスと衝突して熊が死んでいたとの情報も聞いています。普通なら冬眠に入る時期ですが、この時期十分な栄養がとれなかったら冬眠しない熊もいるそうで、今後も熊の出没の可能性もあるかと思われます。

余談かもしれませんが、今後、イノシシ、鹿、猿の殺処分は普及できたらと思い、京北町の方で自作で単車のバッテリーを使って、電気ショックによるとめ刺しをしている方がおられ、先日話を聞きに行ってきました。

やはり、京北でもことしは今までにないほど人家に熊が出没しており、笑い話にはしてはいけませんが、母屋の隣の倉庫に熊が入って、なすすべもなく見ていたそうですけれども、奈良漬を全部食べられたという家もあるそうです。また、熊が冷蔵庫をあさっている様子をテレビで私も見たことがあります。ともすれば家の中にも入られることも考えられます。

京都府では、本年度既に60頭が捕獲されたそうで、丹後管内で捕殺できる上限は生息数700頭の8%の56頭だそうですが、今日までにそのうち何頭捕殺されたのかお伺いします。

私たち子供のころは、熊を見たという情報も聞いたこともなく、熊に出会ったら死ぬまねをするか木に登れと教えられましたが、熊は木登り、また泳ぐのも大変得意で、走るのも時速40km以上の速さで、100mを走ればボルトよりも早い9秒以下で走ることができるそうです。

本来ツキノワグマは臆病で、人の気配を感じたらみずから立ち去ると言われています。防護策として柿の実を早期に収穫する、鈴などの音をするものを身につけるとか、遭遇したら目を背けず後ずさりするなど言われていますが、近年イノシシや猿のように人を怖がらなくなった熊もふえてきているそうです。

熊の保護も大切かもしれませんが、人の安全が何よりも優先されなければならないと思います。来年春になり、山菜とり、田畑の春作業の時期、冬眠から目覚め腹をすかせた熊と遭遇する可能性も高くなるかと思われます。

人身被害を防止するには出会わない、引き寄せない方法を心がけることが重要で、もちろん防災無線等の活用も大切ですが、これまで以上に被害防止対策を講ずることが必要になってくると思います。

住民の方への啓発、猟友会への委託、また京都府との連携等も含め、今後のツキノワグマによる被害対策の取り組みについてのお考えをお伺いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、藤原議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

熊被害対策についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、ツキノワグマの目撃情報は年々増加をしております。そして、民家周辺の柿を食べに出没しており、ことしの11月には、菅野地区で1頭を有害捕獲で初めて捕獲をいたしました。現在も捕獲要望を受けまして、菅野地区と本庄上地区に捕獲おりを設置しております。

熊の生息状況でございますが、京都府の調査によりますと、丹後地域では平成19年度に約300頭だったものが、平成27年度では約720頭に増加しております。参考に中丹地域では約200頭から220頭に増加をしております。

目撃数につきましては、伊根町では年間11件から13件程度だったものが、今年度は既に32件と大きく増加をしております。近隣では、ここ4年間で宮津市が平均380件、与謝野町が190件、京丹後市が350件となっており、増減はありますがほぼ横ばい状態であります。

伊根町では果樹の被害はありますが、幸いにも現在まで人身被害はございません。今後、生息数の増加により山の餌も不足することで、人家周辺への出没となり被害拡大を懸念しているところでございます。

また、捕獲数でございますが、京都府の資料によりますと平成24年から27年度までの捕獲数

は、丹後で105頭、中丹で7頭となっております。伊根町でも熊用捕獲おりの増台が必要になってくると考えております。熊用のおりの増設を計画しております。

被害防止対策としては、家の周りに餌となる物を置いたり捨てたりしないこと、また主に柿などの果樹を食べに人家周辺に出没して来るようですので、木の幹をトタンで巻いて木に登れなくすること、不要な木は伐採すること、不要な実は取ってしまうことなどが大事だと言われております。

町民の皆さんには、自分の家の周りだけでも被害防止対策をお願いしたいと思っております。特に朝夕は行動が活発であるため注意が必要でございます。

ツキノワグマは過去に絶滅危惧種に指定され、捕獲しても学習放獣をしておりましたが、民家周辺に出没する個体は加害性が強いいため、生息数の増加もあって、今では1回目から捕殺するようになっております。

京都府では狩猟解禁をするまでは増加していないとの判断により、有害鳥獣捕獲での対応となっております。本町としましては、町民への啓発はもとより猟友会と連携をし、京都府の指導のもとに捕獲おりの設置を行い、有害捕獲として捕獲実施をしてまいりますことを申し上げ答弁いたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 先ほども申しましたけれども、また来年の春とかになると冬眠から覚めて熊が出てくるとも考えられます。地区によっては児童もバス通学ではない、歩いて通学しているところもあるようなので、また早朝熊が出るとかという話が出たら、早急にバス通学とかに切りかえられるように考えていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 今、熊の対策につきましては捕獲おりを増設しまして、なるだけ捕獲できるように頑張りたいと思っております。

また、なかなか見えるところにおいても鉄砲が撃てないという状況がありまして、なかなか苦慮をしておるところでありますけれども、本当に目撃されましたら早くに通報いただきまして、その周知を図る。やはり何とかおりに追い込んで、今はもう射殺できますので、減頭と申しましょるか、撃ち殺して少なくしていきたいと思っております。

通学のとき見られますときには、今までからその通報を受けたときバス通学に切りかえるかどうか、またその辺のことは教育委員会と調整をとりながら、調整を検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、藤原正人君の一般質問を終わります。

最後に、町総合戦略副読本の制作についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に基づきまして、町総合戦略副読本の制作についてを題材に、私の一般質問に入らせていただきます。

現在、当町の目指すべき方向性、指針については、「ひとが生き生き」をキーワードに第5次伊根町総合計画と伊根町まち・ひと・しごと創生地域人口ビジョン、地域総合戦略の2冊にまとめられております。私はことしの4月の定例会においても、自治体としての目指すべき将来像について一般質問をさせていただきました。

この一般質問の前後で、今後まちに住み続ける方々の高い公共意識と自立意識の向上が、今後のまち、地域に変革をもたらし、地域活性化のきっかけなどになり、公と民が連携した持続可能な地域、まちにつながっていくのではないかという考えをその中で述べさせていただきました。

これについては一朝一夕で簡単にできることではなく、地道な積み重ねと試行錯誤の上の知識と実績の集積以外に道はないということも、あわせて述べさせていただきました。

答弁においては、住民の方々にはいかに町政に関心を持っていただき、ともにまちづくりに参画していただくための情報発信、情報提供、必要とあらばお金を払ってでも外部からの有能な人物をまちに引き込む有効性、分野ごとの人材育成の有効性等、今後のまちづくりに努力していくという前

向きな答弁をいただいております。

さて、過日10月18、19日の日程で、我々議員団は山口県阿武町と鳥取県津和野町へ議員視察に行かせていただきました。

訪れた山口県阿武町は、海に面しながらも山間部の集落も抱える人口約3,500人で、平成の合併時代に単独町政を選んだ我がまちと境遇がよく似たまちでもあります。この阿武町で、町の総合戦略副読本として、30歳からこのまちにどう住んでいくのかをテーマにした「21世紀の暮らし方研究所コンセプトブック」という冊子を制作し、全戸配布されたものを拝見いたしました。

この冊子の制作に当たっては、町の若い職員の方々が相当汗をかき、海士町の総合計画をサポートしたstudio-Lというデザイン会社に総合戦略づくりを業務委託されたと聞いております。

こちらがその実物なのですが、見せていただき、非常によくできた総合戦略の副読本であるに関心いたしました。

簡単に内容を紹介させていただくと、まず最初の見開きで、2015年に町民である20代から30代の若者は、これからのまちに必要な8つのプロジェクトを紹介するものがあると説明し、今後のまちの30年を一緒に築いていきたいと思いますと呼びかけております。

そして、10代、20代から30代、40代以上の方々と町内出身で町外に住んでおられる方々、またこの阿武町へ移住しようと思っている方々へのメッセージがそれぞれ記載されておりました。

そして、このまちで生まれてから亡くなるまでの現況をわかりやすくイラストを用いて説明し、今後の課題解決に向けてどうしていくべきかを訴えておられます。

最初に紹介した8つのプロジェクトは住まい、仕事、人の3つに分類し、各々のプロジェクトをわかりやすく説明してあり、最後にラボ研究員と題して、ともにまちづくりをしていく人員を町内外の方々を対象に募集しております。

この冊子を拝見し、私は3月の一般質問でも述べさせていただいたように、公民連携したまちづくりが一朝一夕でできるものではありませんが、当町にとっても今後の伊根町のあり方、伊根町での住み方、生き方を行政側と住民側が価値観と方向性を共有し、地域、まちの存続を目指していく上で、非常に参考になり有益に働くきっかけになるものと考えます。

当町においてもこれを参考に、伊根町版の町総合副読本を制作し、公民連携の体制づくり等、住みよい地域まちづくりに活用する必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

町総合戦略副読本の制作についてということでございます。

本年10月に議員の皆さん、管外視察に山口県阿武町に行かれたそうでございます。その際に総合戦略副読本に接し、和田議員感銘をされて、本町でも同様に作成してはどうかというご質問でございます。

私もこの冊子を拝見させていただきました。空き家に関すること、仕事に関すること、人とのつながりに関する事など、町民である20代から30代の若者がこれからのまちに必要な8つのプロジェクトとして、わかりやすく解説されておられました。

しかしながら、要は阿武町の総合戦略は「人口減少社会を生き抜く上で、都市から地方への流れをつくる。地方の特徴を生かしながら、持続的な社会をつくっていくための計画」。この総合戦略の本旨を少し角度を変えて思考して、イラストを多用して簡略に表記された、そういう副読本のように私は思いました。

私にはこれが議員が通告書などでおっしゃっております定住者や移住を考える人にとって、まちの現状やまちに住む意義を明確に記載されている、そう言われておるんですけども、私にはそのようにはとても思えないわけでありまして、漠然とまちづくりの理念の共有のように思います。多分もとの総合戦略のほうを見たほうが、多岐にわたり個別具体の戦略が記載されているのではないかなと、そのように思った次第であります。

また、議員、副読本の制作に当たっては、デザイン会社に業務委託と言われておりますが、後の方読んでいくと、副読本の制作に当たってはデザイン会社、でも総合戦略づくりを業務委託したと。どちらを業務委託されたのかなと、ちょっとわからなかったわけでありまして、まあどちら

でもよろしいけれども、業者委託では職員が相当の汗をかきなどとはとても言えないんじゃないかな。多分あの冊子でデザインの部分を全部とってしまったら、ほとんど残りませんものね、あの冊子。伊根町は総合計画も総合戦略も職員が大汗をかいて自前で制作しております。

現在、本町では既に町外Iターン者向けに定住対策の一環として、平成27年度にモデル地区に平田地区を選定し、地元の参画を得て「伊根の暮らしナビ(地域の教科書)」を発行しました。また朝妻地区のふるさと朝妻会からは、地元がみずから「朝妻TURNたーんーINGいんぐ・LIFEらいふ」を企画、編集、発行をしております。それぞれに空き家に関すること、地域行事に関すること、住民の声、補助制度に関することなどをまとめたものを活用されておられます。

また、本年は「めざせ!若人町民100人ミーティング」そう題しまして、伊根町の未来をこれまた20代、30代の方ですね、40歳未満の若者に語っていただいております。第1回目、第2回目は終了いたしまして、年明けには第3回目が予定をされております。いろいろなよい意見が出ております。

小学生につきましては、作文絵画で、日本で最も美しい村伊根町の再発見に毎年取り組んでいただいております。ことし私が選びました優秀賞の作品、小学生の女子、中学生も女生徒でありましたけれども、小学生の女の子が言うんですよ、この演壇に上がって、「私は、民宿のおかみになる。民宿のおかみになって、観光客に伊根町のおいしいものを提供して、伊根町のいいところを見せてあげる」感動しましたよ、私本当に。

中学生の女子生徒、自転車通勤をしております。熊やそれこそ猿やイノシシ、熊に会うそうでもあります。追いかけることもあるそうでもあります。それでもペダルをこぎながら、伊根町は美しいと言うんです。そして、人の人情にふれてペダルが軽くなる。バス通勤になってうれしいけれども、それでも一抹の自転車通勤に寂しさが残る。言うんですよ、この台に上がって朗々と。多分皆さん小さな心臓をバクバクさせながらやられたと思うんです。

また、この前も、福知山大学との連携事業では、外務省マッキンゼーとわたった異色の東の食の会の代表高橋大就氏、基調講演をいただきました。すばらしい基調講演だったです。「右脳と左脳と心臓を撃て、この3つを撃つんだ」。その基調講演のあと、蒲入水産の佐川氏、そして薦池大納言の松山氏、そして私、一緒になって、これからの新しい農林水産業についてパネルディスカッションを行いました。残念ながらこのとき会場には伊根町じゃなくして、他の市町の方のほうがたくさん入場されておったんです。そういうこともやっております。

福祉では、これまた在宅療養研修会、年を重ねております。ことしになっても4カ所全てやりました。盛況です。石野先生のもと、「わらっち、どうやって家で死ぬんだ」、みんな考えるんです。熱心です。人権研修会も行きました、80人を超える皆さんでありました。ことしだけじゃないです。毎年毎年100人を超える方集まっているんじゃないかなかったですかね。私もいつも行って挨拶をさせていただいています。厳しい同和問題、伊根町にはごさいませんが、それでも伊根町の意識は高い。すばらしい、そのように思います。そういったような伊根町の個性的な活動はたくさんごさいます。

議員もそれぞれに参加されて思うところがあるのではないかと思います。そういうことに参加して、思うところがあって、その思いを持ちながらも一度伊根町の総合計画、総合戦略というものを読んでいただく。これがいいのではないかな、そのように思うところがございます。そんなよその総合計画やら総合戦略の副読本をうらやむ必要はないと思います。

議員おっしゃるように、よそのまちの取り組みの例も大いに参考になるものと考えますが、他の市町と同じでなくとも、伊根町ならではのオリジナリティあふれるものを作成するほうがよいと考えます。まずは、既に2地域で先行しております地域の教科書づくりに力点を置き、総合戦略推進の取り組みを進めてまいりたく考えます。

また、本編をわかりやすく簡略にあらわす副読本でございますが、本来こういったものは、計画策定時に本編と一対で制作すべきものと考えます。次期総合計画の策定や伊根町まち・ひと・しごと総合戦略の策定時に政策については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(泉 敏夫君) 1番、和田義清君。

○1番(和田義清君) ちょっと私の通告書と説明の仕方が悪かったので、真意がちょっと伝わらなかったのが私の反省点と思い、残念なところではありますが、10月にこちらで町長と蒲入の佐川社長とKOMOIKEあずき代表の松山代表の講演のほうは私も聞かせていただきました。

あれを見た後に阿武町の副読本を見て、非常に私はあえて感銘をいたしました。その中で、人口が減っていく中で仕事の仕方であるとか、協力体制の取り方というのは恐らく変わっていかねばなかなか難しいというように私は感銘を受けたわけですが、あくまでも今、町長おっしゃったように、これは参考にしていただくということで、そういう意味で私は提言という形で一般質問させていただきました。

100人ミーティングにしましても、非常に私よい取り組みだと思っております。子供たちが夢を語るのも大変いいんですが、子供たちの夢は大きく豊かに持つてはいただきたいんですけども、今実際我々のしている仕事は、今の若い世代がこれからまちをやっていくのにどうしていくかという、町長おっしゃったように総合計画と人口ビジョン、非常に私も議員団で読ませていただきますけれども、すばらしいと思います。詳細に書いています。ただ、これをなかなか若い世代に全部読んで理解しろというのは非常に難しいので、100人ミーティング等そういう機会があるときに、こういうようなものがあれば非常にもっとわかりやすく、これからの世代を担っていける世代が取り組んでいけるのではないかという意味で、政策提言について提言させていただきました。

以上でございます。答弁は結構でございます。

○議長(泉 敏夫君) 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終了します。

休憩いたします。4時20分まで休憩をいたします。

休憩 16時00分

再開 16時18分

○議長(泉 敏夫君) それでは、再開いたします。

◎ 日程第3 議案第88号

○議長(泉 敏夫君) 日程第3、議案第88号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、濱野茂樹君の退場を求めます。

(3番 濱野茂樹君退場)

○議長(泉 敏夫君) 本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第88号 監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

議会選出の監査委員としてお願いをしておりました松山義宗氏から、平成28年12月6日をもちまして監査委員を辞職したい旨の申し出があり、これを受理いたしました。

そこで、本案は地方自治法第196条第1項の規定によりまして、濱野茂樹氏を伊根町監査委員として選任することについて議会の同意を求めめるものであります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(泉 敏夫君) これから質疑を行います。お諮りします。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(泉 敏夫君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第88号 監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

休憩をいたします。

休憩 16時20分

再開 16時21分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第4 議案第80号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 議案第80号、本定例会招集日に産業建設委員会に付託されました議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定について委員会審査報告を行います。

議案第80号について会期中委員会を開催し、指定管理者選定申請書により審査した結果、報告書のとおり原案可決となりました。

意見としまして、地産地消などが適切に行われているか否かの調査を今後は実施されたいとの申し出がございました。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 質疑はありませんか。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号 伊根町水の江里浦嶋公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第82号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 委員会審査報告をいたします。議案第82号について会期中委員会を開催し、指定管理者選定申請書により審査した結果、報告書のとおり原案可決となりました。

なお、意見として、初めての業者でもありますし、会計士あるいは会計にかかわるコンサルタントなんかを導入してはいかがかという意見がございました。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号 伊根町観光交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎ 日程第6 意見書第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。お諮りします。本案については、各会派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論も省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。

提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから、意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。お諮りします。本件については会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては、記載のとおり派遣することに決定しました。また、議員派遣結果については配付のとおりであります。

◎ 日程第8 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長並びに広報特別委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申し出が提出されました。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程された案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

また、議会の人事につきましても申し合わせにより2年の交代ということで、滞りなく終わることができました。私も引き続き議長を務めさせていただくこととなり、新しい体制でしっかりと残りの2年、伊根町議会の運営を行ってまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

議会では、今年は山口県阿武町、島根県津和野町へ管外視察、行政視察を行い、政策提言をまとめることができ、大変有意義な視察研修となりました。政策提言についてはぜひとも実施に向け町長部局で検討していただきますようお願い申し上げます。

さて、吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあとわずかとなり、年末年始と何かとご多忙の中とは存じますが、この上ともご自愛いただきまして町政の積極的な推進にご尽力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 16時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員